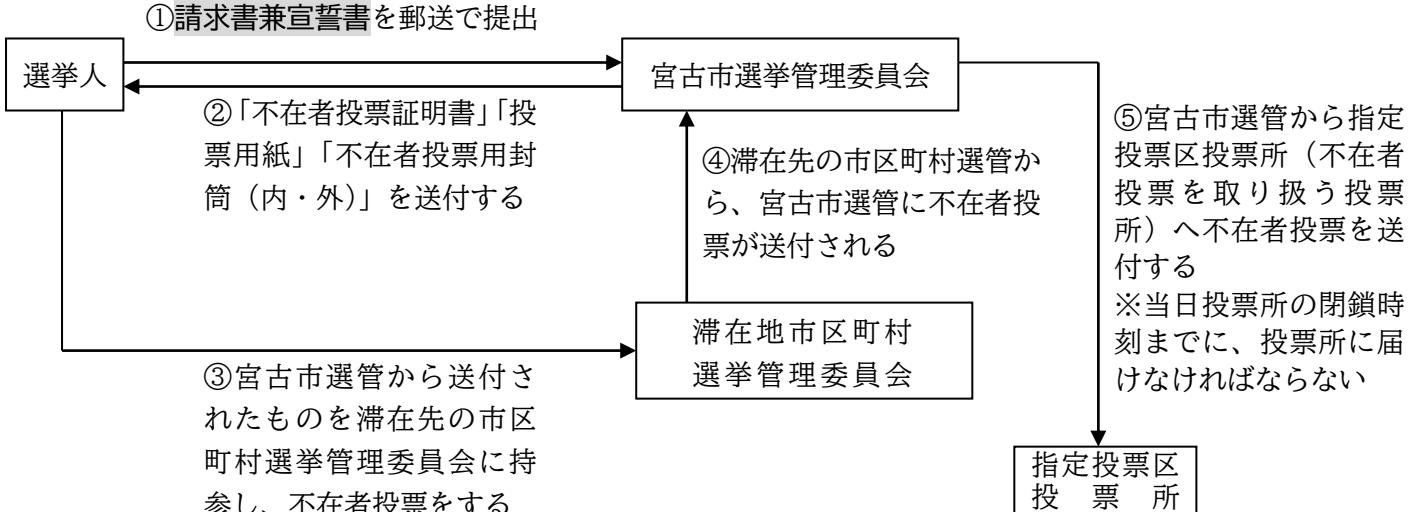
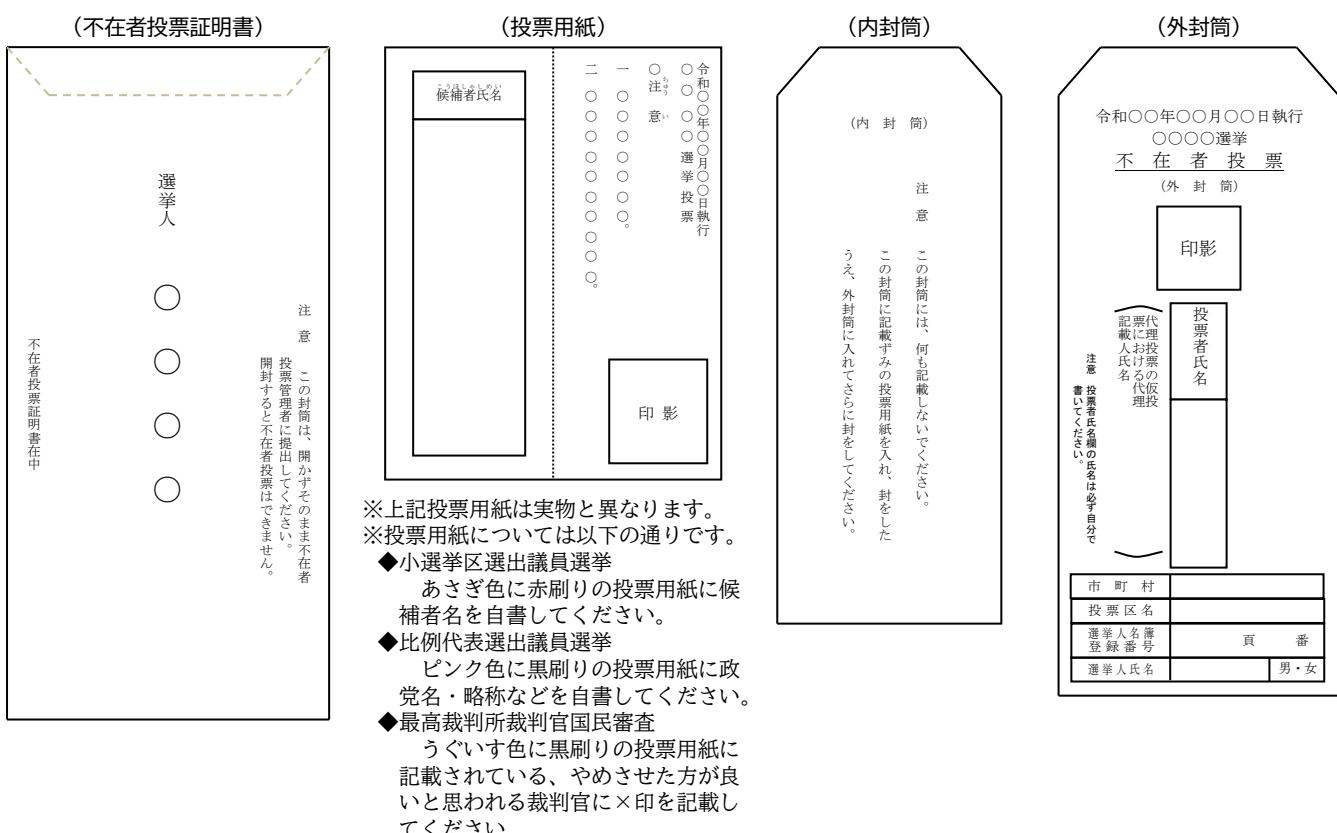


◆他市町村選挙管理委員会での不在者投票の方法



- ① **請求書兼宣誓書**に必要事項を記入し、宮古市選挙管理委員会へ送付してください。
- ② 請求書に記載した住所に宮古市選挙管理委員会から「不在者投票証明書」（封筒入）「投票用紙」「不在者投票用封筒（内封筒、外封筒）」（下記のもの）を送付します。



- ③ 到着したら、投票用紙などの書類一式を滞在先の市区町村選挙管理委員会へ持参して不在者投票をしてください。不在者投票証明書を開封したり、不在者投票所以外の場所で投票用紙に記載すると、投票が無効となります（この投票用紙等を使用して滞在先の選挙管理委員会で投票できなくなります）のでご注意ください。（不在者投票をする場所、時間などについては、滞在先の市区町村選挙管理委員会へお問い合わせください。）
- ④ 記載した投票用紙等は、投票した市区町村選挙管理委員会から宮古市選挙管理委員会へ送付されます。
- ⑤ 宮古市選挙管理委員会から指定投票区投票所（不在者投票を取り扱う投票所）に不在者投票を送付します。